

福岡県公報

平成二十五年十月十一日
第三千五百三十八号
増刊
①

目次

条 例 (第四十五号・第五十二号)

- 災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……二
- 福岡県土地利用審査会条例の一部を改正する条例 (総合政策課) ……二
- 福岡県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例 (市町村支援課) ……二
- 福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 (市町村支援課) ……三
- 福岡県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例 (生活安全課) ……三
- 福岡県介護保険審査会条例の一部を改正する条例 (介護保険課) ……三
- 福岡県水防協議会条例の一部を改正する条例 (河川課) ……三
- 福岡県開発審査会条例の一部を改正する条例 (都市計画課) ……四

公布された条例のあらまし

- ◇災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)
 - 1 大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い、復興計画の作成等のため本県に派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給するため、所要の規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇福岡県土地利用審査会条例の一部を改正する条例 (企画・地域振興部総合政策課)
 - 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律の制定による国土利用計画法の一部改正により、土地利用審査会は委員五人以上で組織するものとされたことに伴い、福岡県土地利用審査会の委員の定数の上限を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

◇福岡県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例 (企画・地域振興部市町村支援課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による地方税法の一部改正により、道府県固定資産評価審議会の委員の定数に係る規定が削除されたことに伴い、福岡県固定資産評価審議会の委員の定数の上限を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 (企画・地域振興部市町村支援課)

1 公職選挙法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

◇福岡県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例 (新社会推進部生活安全課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による交通安全対策基本法の一部改正により、都道府県交通安全対策会議の委員について、知事が必要と認めて任命する者が追加されたことに伴い、福岡県交通安全対策会議におけるその定数の上限等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

◇福岡県介護保険審査会条例の一部を改正する条例 (保健医療介護部介護保険課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による介護保険法の一部改正により、介護保険審査会において要介

護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の委員の定数を都道府県の条例で定めることとされたことに伴い、福岡県介護保険審査会におけるその定数を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県水防協議会条例の一部を改正する条例

(県土整備部河川課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の制定による水防法の一部改正により、都道府県水防協議会の委員等の定
数が廃止されたことに伴い、福岡県水防協議会の委員の定数の上限等を定めるほか、
所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県開発審査会条例の一部を改正する条例

(建築都市部都市計画課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の制定による都市計画法の一部改正により、開発審査会は委員五人以上を
もって組織するものとされたことに伴い、福岡県開発審査会の委員の定数の上限を定
めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

条 例

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十五号

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当の支給に関する条例(平成七年福岡県条例第四十一号)の一部を次のよ
うに改正する。

第一条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」の下に「並びに大規模災害から
の復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第五十六条第一項に規定する災害

派遣手当」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十六号

福岡県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

福岡県土地利用審査会条例(昭和四十九年福岡県条例第三十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次
の一条を加える。

(組織)

第二条 審査会は、委員七人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十七号

福岡県固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例

福岡県固定資産評価審査会条例(昭和三十七年福岡県条例第六十四号)の一部を次
のように改正する。

第一条中「第四百一条の二第六項」を「第四百一条の二第五項」に改める。
第五条を第六条とし、第四条中「福岡県企画・地域振興部市町村支援課」を「企画・
地域振興部」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、

第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 審議会は、委員十一人以内で組織する。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十八号

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例(平成七年福岡県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百三十三条第一項第四号の二」を「第四百三十三条第一項第四号の三」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十九号

福岡県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

福岡県交通安全対策会議条例(昭和四十五年福岡県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 県の部内の職員のうちから知事が指名する委員 八人以内
 - 二 市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する委員 三人以内
 - 三 その他知事が必要と認めて任命する委員 三人以内
- 2 前項第二号及び第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県介護保険審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十号

福岡県介護保険審査会条例の一部を改正する条例

福岡県介護保険審査会条例(平成十一年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(法第百八十九条第二項の合議体の委員の定数)

第三条 法第百八十九条第三項に規定する同条第二項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十一号

福岡県水防協議会条例の一部を改正する条例

福岡県水防協議会条例(昭和二十四年福岡県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第二条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

第二条 協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県開発審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十二号

福岡県開発審査会条例の一部を改正する条例

福岡県開発審査会条例（昭和四十五年福岡県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（組織及び委員の任期）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

審査会は、委員七人以内をもつて組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。